

第三次白馬村図書館基本計画（案）

令和 3 年

白馬村教育委員会

○はじめに

人生 100 年時代を迎え、一人ひとりが豊かな人生を送るために、誰もがあらゆる機会に学び続けることができる環境づくりが求められる一方で、少子高齢化や人口減少、グローバル化、地域社会の変容、格差の拡大、技術革新など社会情勢は大きく変化し、住民のニーズは多様化・複雑化しています。

図書館は生涯学習・社会教育の中核施設として、地域課題の解決やコミュニティ活性化への貢献、社会的包摂への寄与など、持続可能で誰一人取り残さない社会の実現に向けた学習の機会を提供する重要な役割を担っています。

未来の予測が難しい時代において、「村民の暮らしを支援し、まちづくりに役立つ図書館」がますます強く求められる中で、新たな図書館等複合施設の建設も見据えながら、白馬村図書館が目指すべき方向性について検討を行い、第 3 次白馬村図書館基本計画を策定しました。

白馬村が基本理念に掲げている「多様であることから交流し学びあい成長する村」の実現に向けて、多くの住民に利用される図書館運営を目指し、本計画に沿って各種サービスを提供していきます。

本計画の策定にご尽力いただきました白馬村図書館協議会委員の皆様、ご助言をいただいた県立長野図書館の皆様、ご意見をお寄せいただいた住民の皆様に心から感謝申し上げます。

目次

1. 計画策定の目的と背景	1
2. 計画の位置づけと期間	2
2-1. 計画の位置付け	2
2-2. 計画期間	2
3. 白馬村図書館を取り巻く状況	3
3-1. 図書館に関連する法令・基準等	3
3-2. 白馬村の現状	5
3-3. 上位計画・関連計画	7
4. 白馬村図書館の現状と課題	9
4-1. 白馬村図書館のあゆみ	9
4-2. 施設及び運営体制	10
4-3. 行事・企画展示等（令和元年度）	11
4-4. 図書館サービスの状況	12
4-5. 旧計画における取り組みと成果	17
4-6. 白馬村図書館の課題	21
5. 白馬村図書館の基本理念と基本方針	22
5-1. 基本理念	22
5-2. 基本方針	23
6. 基本方針に基づく主な施策	24
6-1. 子どもの読書活動の推進	24
6-2. すべての人に開かれ、寄り添う施設運営	25
6-3. 成長を支える資料の充実	27
6-4. 暮らしやまちづくり、課題解決の支援	29
6-5. 多様な人々や団体等との協力・連携	30
6-6. 情報の発信と情報技術の活用	32
6-7. 持続可能な運営体制の構築	33
7. 図書館基本計画の進行管理	36
8. 参考資料	37
8-1. 白馬村図書館条例	37
8-2. 白馬村図書館管理規則	38

1. 計画策定の目的と背景

現在の白馬村図書館は、法務局として使われていた施設を後利用する形で供用が開始され、開設から20年以上が経過しています。図書館として建設された施設ではなく、面積が限られていることもあり、理想的な図書館サービスを提供することが難しい部分もありますが、蔵書の収集・増加や図書館システムの導入、北アルプス地域の図書館との広域連携など、可能な限り利用者の利便性向上に努めてきました。

白馬村図書館基本計画は、平成23年度に第1次、平成28年度に第2次を策定し、運営理念を「村民の暮らしを支援し、まちづくりに役立つ図書館」として各種施策を展開してきました。第2次白馬村図書館基本計画の計画期間が令和2年度末で終了することから、これまでの図書館事業を振り返った上で、第3次となる新たな計画を策定し、住民に必要な情報を提供し、住民の活動を支援し、住民が利用しやすく、役に立つ図書館を目指して図書館サービスの向上を図ります。

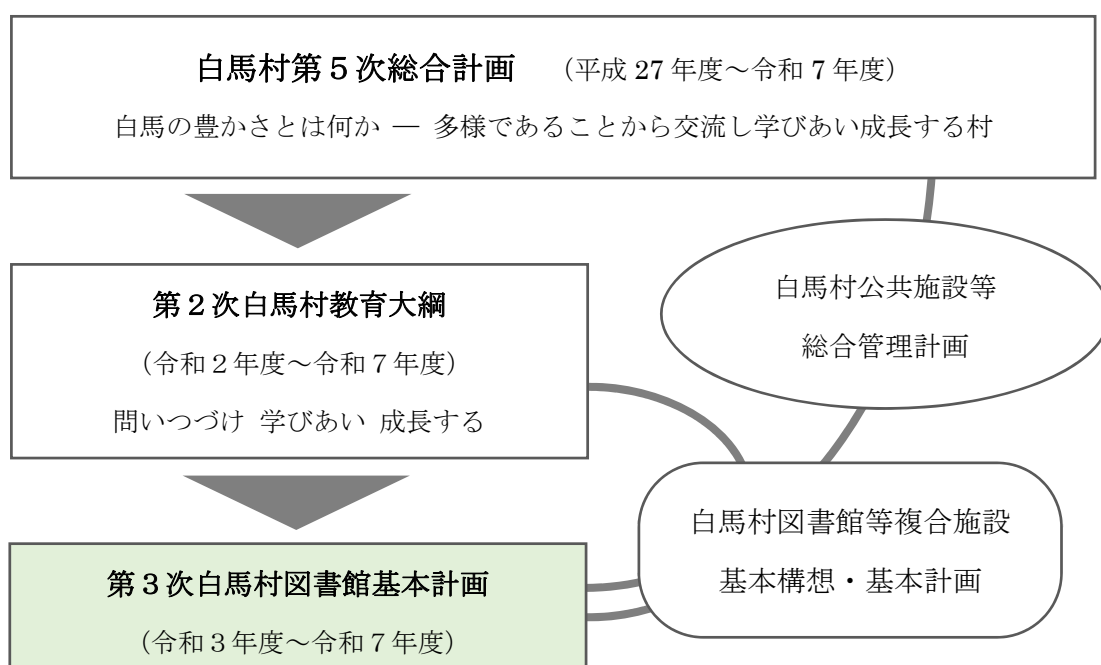


2. 計画の位置づけと期間

2-1. 計画の位置付け

本計画は、白馬村第5次総合計画に基づく分野別個別計画として策定し、白馬村の関連する各種計画・施策と整合を図ります。

また、計画中の新たな図書館等複合施設の建設・運営も視野に入れて、蔵書の方針や施設運営を検討していきます。



2-2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

今後の白馬村教育委員会の基本方針や新たな図書館等複合施設の建設計画、本計画の達成状況、社会環境の変化等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

3. 白馬村図書館を取り巻く状況

3-1. 図書館に関連する法令・基準等

(1) 教育基本法（昭和 22 年制定、平成 18 年改正）

第 12 条において、図書館は「国及び地方公共団体が国民の文化的教養を高め得るような環境を醸成するための施設」と位置付けられています。

(2) 社会教育法（昭和 24 年制定、平成 20 年改正）

第 9 条において、図書館は「社会教育のための機関」と位置づけられ、地方公共団体は社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催等により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならないとされています。

(3) 図書館法（昭和 25 年制定、平成 20 年改正）

第 2 条において、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と規定されているほか、第 3 条において図書館奉仕の内容が定められています。

(4) 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年施行）

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的な環境整備を推進することを基本理念に定めています。

(5) 文字・活字文化振興法（平成 17 年施行）

すべての国民が、その自主性を尊重されつつ生涯にわたり、地域、学校、家庭その

他の様々な場において居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを基本理念に定めています。

(6) ユネスコ公共図書館宣言（平成6年）

公共図書館は、あらゆる種類の知識と情報を容易く入手できる地域の情報センターであり、そのサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供されるものであることを定め、情報・識字・教育・文化に関連した12の基本的使命を掲げています。

(7) 図書館の設置及び運営上望ましい基準（平成24年告示）

市町村立図書館の運営方針として、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料や情報の提供等の直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めることを定めています。

(8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年施行）

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。（通称：障害者差別解消法）

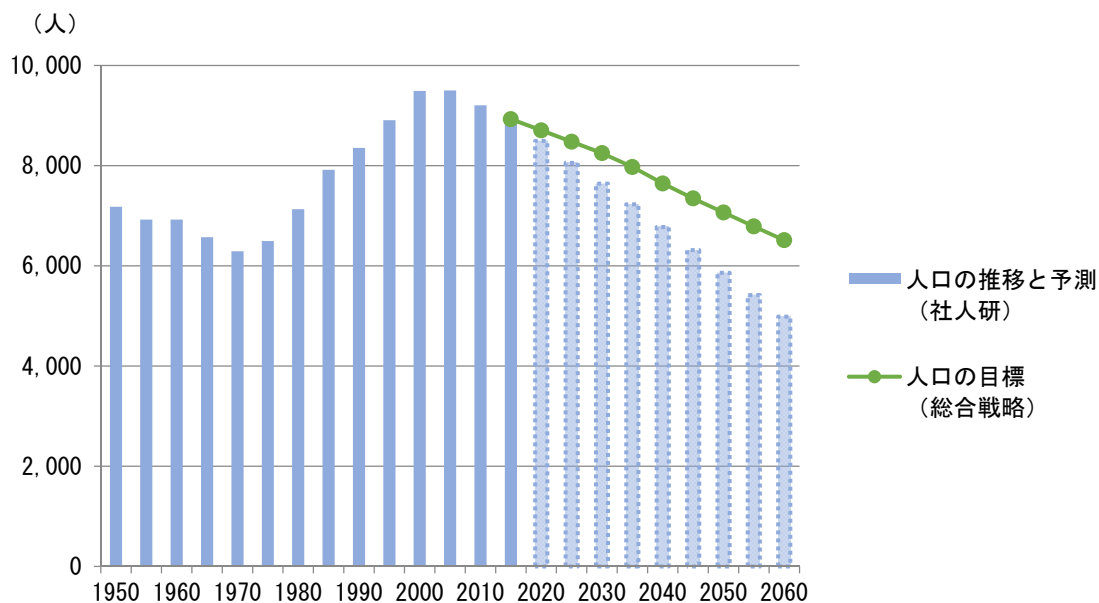
図書館では、来館支援、意思疎通の配慮、館内設備の仕様補助、資料アクセスへの配慮といった障がい者等に対する合理的配慮が義務付けられています。

(9) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年施行）

障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会を実現するために、通称「読書バリアフリー法」が制定されました。視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ効果的に推進することを謳っています。

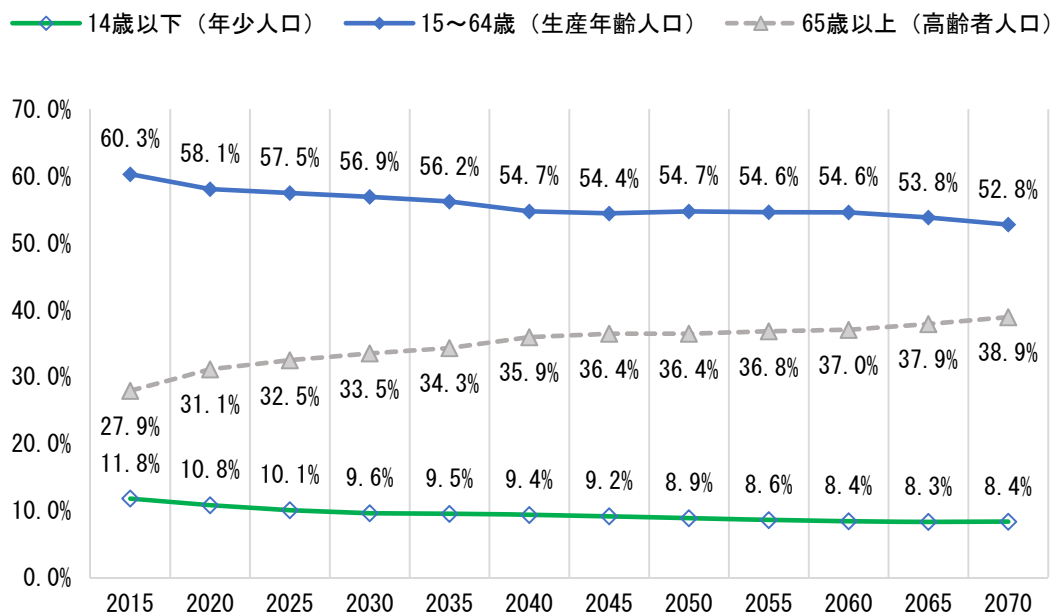
3-2. 白馬村の現状

(1) 人口の推移



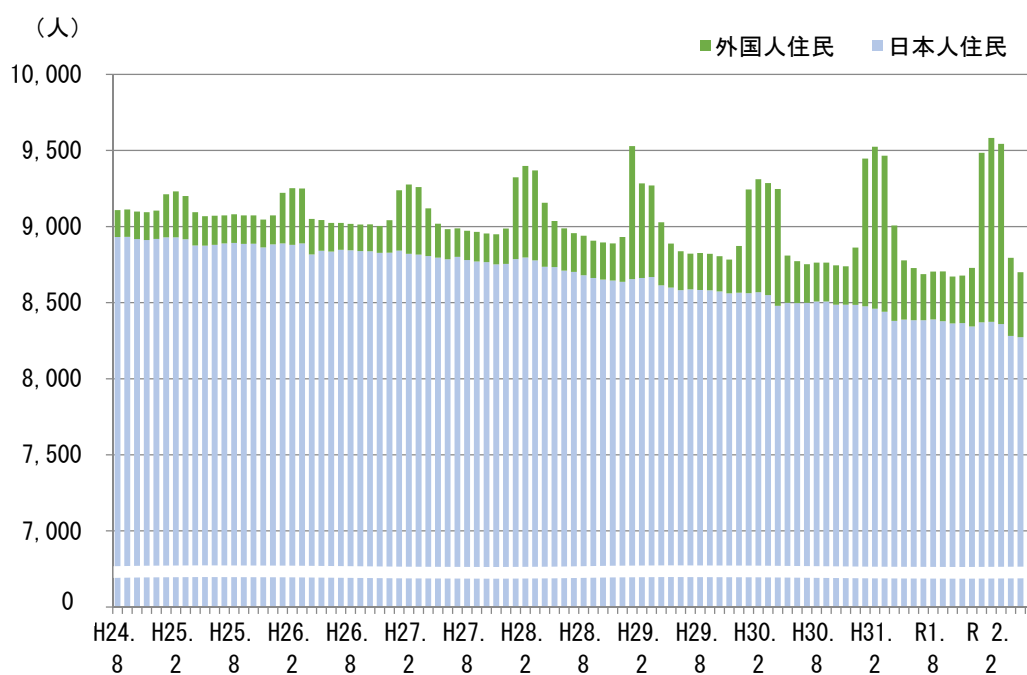
資料：国立社会保障・人口問題研究所、白馬村役場

(2) 年齢区分別人口割合の推移



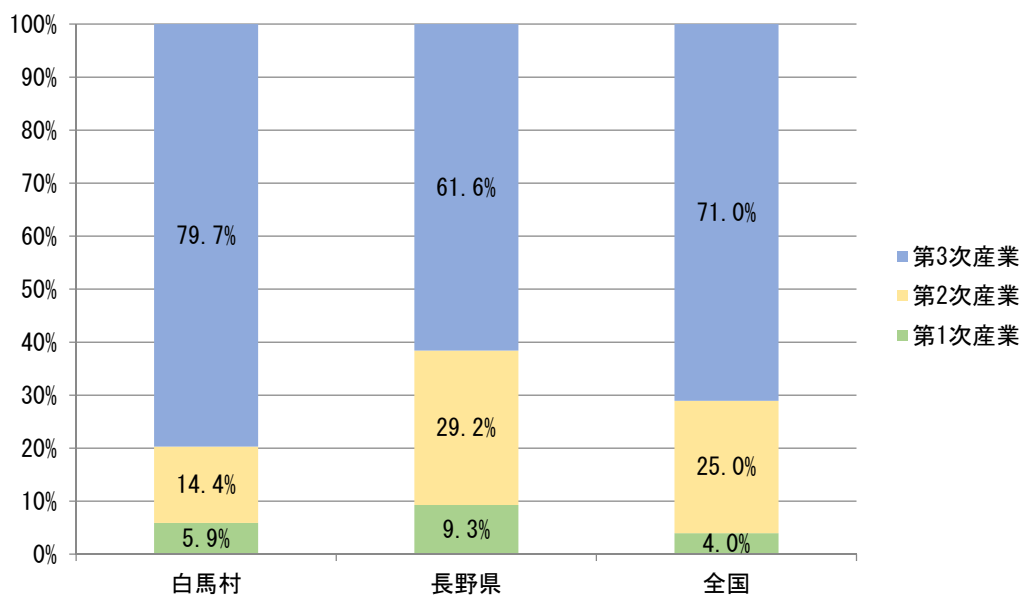
資料：白馬村役場

(3) 外国人住民の割合



資料：白馬村役場

(4) 産業



3-3. 上位計画・関連計画

(1) 白馬村第5次総合計画

白馬村の最上位計画である第5次総合計画（平成28年度～令和7年度）において、基本理念を以下のとおり定めています。

白馬の豊かさとは何か - 多様であることから交流し学びあい成長する村

また、基本目標「ひと - 一人ひとりが成長し活躍できる村」において、「学びあい育てあう村づくり」として、生涯学習及び図書館の運営について触れています。

(2) 第2次白馬村教育大綱

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、「問いつづけ 学びあい 成長する」を基本理念とする第2次白馬村教育大綱を令和2年3月に策定しました。

「誰もが、学びたいことを学びたい時に学ぶことができる」生涯学習社会の構築を目指し、住民の暮らしと文化振興の活力となるよう、公共図書館を整備することを掲げています。

(3) 公共施設等総合管理計画

白馬村では、厳しい財政状況や人口減少等による社会情勢の変化を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うため、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定しました。

図書館の基本的な方針として、子育て支援施設や社会教育施設等との複合化も含めた新たな図書館施設の建設と併せて、指定管理者制度の導入や官民連携等により更新費用・運営費用の削減を検討することや、住民参加で白馬村にふさわしい図書館のあり方を作り上げていくこととしています。

(4) 白馬村図書館等複合施設基本計画

現在の図書館は、面積的な制約もあり、サービスの充実や各種施策を推進することが難しい状況にあり、長年にわたり新たな図書館施設を望む住民の声が挙がっています。アンケート、ヒアリング、検討委員会、ワークショップ、有識者会議など様々な形で検討を進めた結果、子育て支援施設と併せて建設する方針が決まり、令和2年3月に基本計画がまとめられました。

コンセプトを「多様な創造性と出会い、豊かな未来へ誘う道しるべ」と定め、今後は官民連携等についても調査した上で、令和6～7年度頃の開館を目指して検討を進めることとしており、新たな施設の建設・運営も視野に入れながら現在の図書館の運営を検討する必要があります。

4. 白馬村図書館の現状と課題

4-1. 白馬村図書館のあゆみ

年月	経過・取り組みなど
昭和31年 9月	神城村と白馬村が合併して白馬村となり、役場庁舎に図書室を設置
昭和54年 9月	役場新庁舎が現在の場所に完成し、庁舎2階に移転
昭和56年 8月	多目的研修集会施設が完成し、2階に移転
平成5年 11月	保健福祉ふれあいセンターが完成し、2階に移転
平成10年 6月	白馬村図書館条例制定（白馬村図書室条例廃止）
10月	旧長野地方法務局大町支局白馬出張所（現在の場所）に移転
平成12年 4月	ブックスタート事業を開始
平成21年 9月	図書館システム導入。貸出サービスを10冊・3週間以内に変更
平成23年 4月	第一次白馬村図書館基本計画策定・施行
	職員体制を見直し、昼休みの閉館を撤廃
9月	車いす来館者に対応するため玄関ドアを自動化
平成24年 6月	情報検索端末（インターネット接続PC）設置
8月	視聴覚資料再生機器（ポータブルDVDプレーヤー）設置
平成28年 4月	第二次白馬村図書館基本計画策定・施行
平成29年 7月	白馬村図書館施設検討委員会設置
10月	北アルプス地域図書館相互利用開始
平成30年 4月	北アルプス地域図書館輸送車巡回（他館資料の返却受付）開始
平成31年 1月	白馬村図書館 Facebook ページ開設
3月	白馬村図書館等複合施設基本構想策定
令和2年 3月	白馬村図書館等複合施設基本計画策定
4月	北アルプス地域図書館で朝日新聞記事データベースを共同利用開始
6月	書籍消毒機設置
12月	国立国会図書館レファレンス協同データベース参加

4 - 2. 施設及び運営体制

(1) 施設概要

開館	平成 10 年 10 月 8 日
所在地	白馬村大字北城 7025 番地 (旧長野地方法務局大町支局白馬出張所)
建築年月	昭和 62 年 12 月
構造	鉄筋コンクリート造
建物面積	1 階：285.23 m ² 2 階：188.58 m ² 計：473.81 m ² うち、図書館占有面積：398.2 m ²

(2) 運営体制

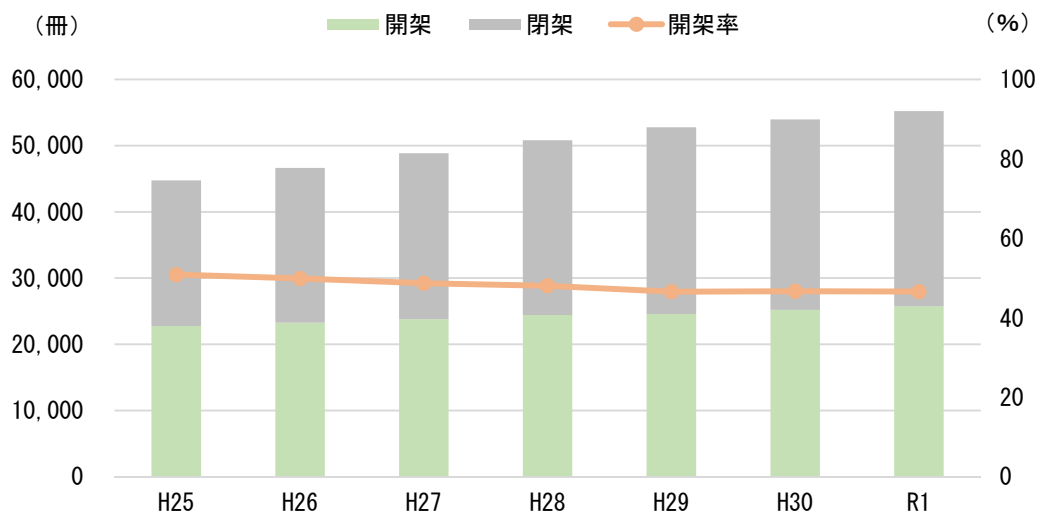
開館時間	午前 9 時から午後 6 時まで
休館日	毎週月曜日、祝日、年末年始、館内整理休館日 (毎月最終金曜日)、 特別整理休館日 (蔵書点検期間)
開館日数	273 日 (令和元年度実績)
職員	司書 3 名 (早番・遅番制の 1 日 2 名勤務体制)
蔵書冊数	55,962 冊 (開架図書 25,726 冊、視聴覚資料 475 点)
新聞・雑誌	朝日新聞・信濃毎日新聞 (1 年間保存) 大糸タイムス (平成 11 年より保存) 白馬新聞 (平成 11 年 11 月 5 日～平成 20 年最終号を保存)
貸出	一人 10 点 (うち視聴覚資料 3 点) まで 貸出期限 3 週間まで
貸出対象者	北アルプス地域に住所のある方、白馬村内に通勤・通学している方
団体貸出	村内の団体へ 60 日間 100 冊までの貸出を実施
相互貸借	利用者の求めに応じ、図書館間での貸出借受業務を実施
他館連携	北アルプス地域図書館のどこでも返却可能・相互貸借無料化
レファレンス	対面のほか、電話や文書・電子メールによる質問にも対応
複写サービス	著作権法の範囲内で所蔵資料に限り複写可能 (10 円/枚)
予約サービス	貸出中の蔵書はインターネットで予約可能
リクエスト	他の図書館からの借用または購入により対応
ボランティア	6 名 (整理休館日の蔵書整理・蔵書点検等)
視聴覚資料再生機 (DVD プレーヤー)	3 台
利用者用情報検索端末 (インターネット端末)	1 台 (30 分/回)

4-3. 行事・企画展示等（令和元年度）

日にち	内容
3月15日～4月26日	追悼「上野紀子」コーナー
3月17日～5月26日	「ベストセラーで平成を振り返る」コーナー
4月3日～5月19日	新元号関連「万葉集」コーナー
4月9日～4月28日	大型連休（10連休）に伴い貸出冊数上限を20冊に引上げ
4月26日	ミリオンセラー絵本コーナー設置
5月9日～6月18日	母の日・父の日コーナー
5月25日～6月16日	枝廣淳子著書展示（5月18日にウイング21で講演会開催）
6月11日～7月18日	追悼「田辺聖子」コーナー
6月16日	「外国語でおもてなし」コーナー終了（前年11月30日～）
6月16日～8月23日	「山の日」のコーナー
6月18日	「ことばっておもしろい」コーナー
6月20日	モバイルバッテリー貸出開始
7月18日～9月18日	「戦争」コーナー
7月26日～8月30日	「夏休み課題図書と自由研究」コーナー
8月23日	「大人絵本」コーナー
8月30日	「本の本」コーナー
9月18日～11月1日	「ハロウィン」コーナー
10月14日	ハワイアンリボンレイ講座
11月1日～11月2日	白馬村文化祭にてリサイクル市開催
11月1日～12月26日	「クリスマス」コーナー
11月12日～11月24日	「神城断層地震を振り返る」コーナー
11月26日	図書館入口にて「リサイクル本」コーナー
12月7日	追悼「中村哲医師」コーナー
12月13日～1月25日	来年の子年にちなんで「ねずみの本」コーナー
12月26日～	白馬村気候非常事態宣言関連で「気象・地球環境」コーナー
1月4日～1月25日	「本の福袋」（絵本13セット、一般書籍6セット）
1月19日	「防災・災害を考える」コーナー
1月25日	「入園入学おめでとう」コーナー
1月26日	リーディングトラッカーお試しコーナー
2月1日～2月20日	特別整理休館に伴い貸出冊数上限を20冊に引上げ
2月5日	追悼「藤田宜永」コーナー
3月6日～6月18日	感染症対策に伴い貸出冊数上限を20冊に引上げ

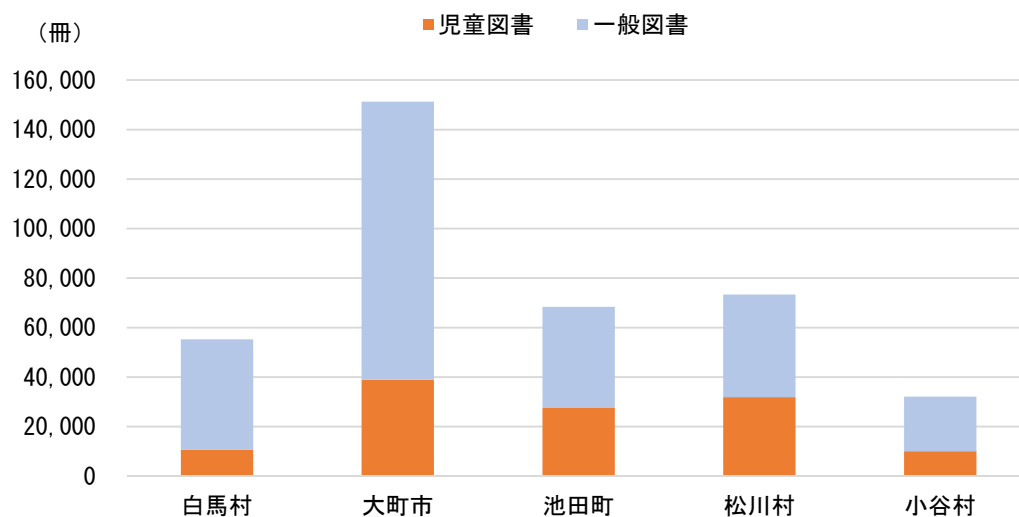
4-4. 図書館サービスの状況

(1) 蔵書冊数の推移



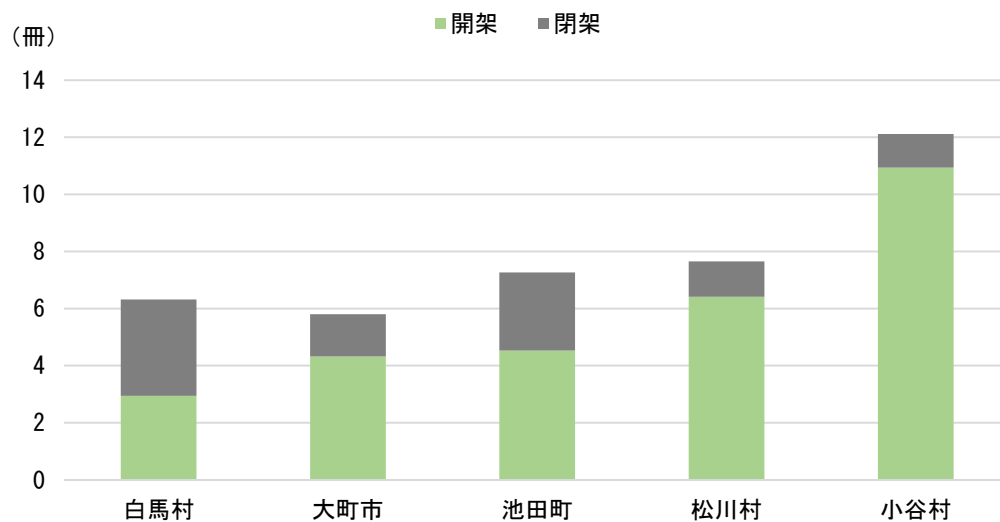
資料：白馬村図書館

(2) 蔵書冊数の比較（一般・児童）



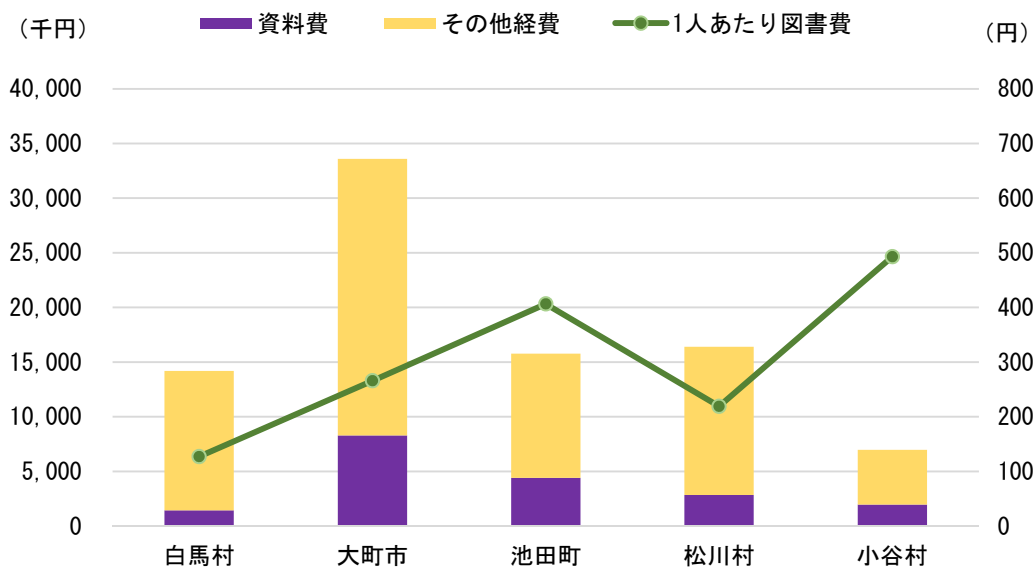
資料：県立長野図書館（長野県公共図書館概況）

(3) 人口1人あたりの蔵書冊数の比較



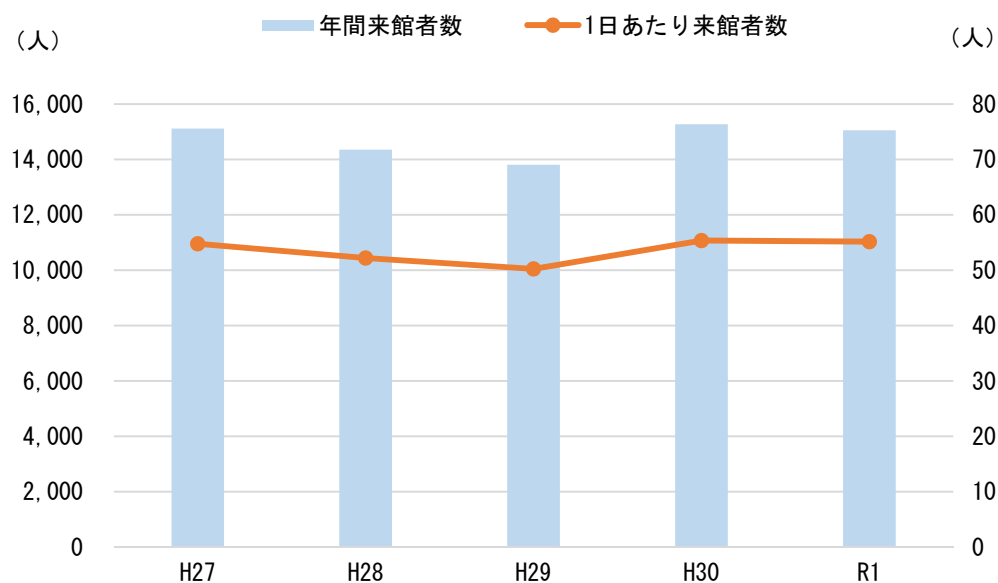
資料：県立長野図書館（長野県公共図書館概況）

(4) 図書館費（予算額・一人あたりの図書館費）



資料：県立長野図書館（長野県公共図書館概況）

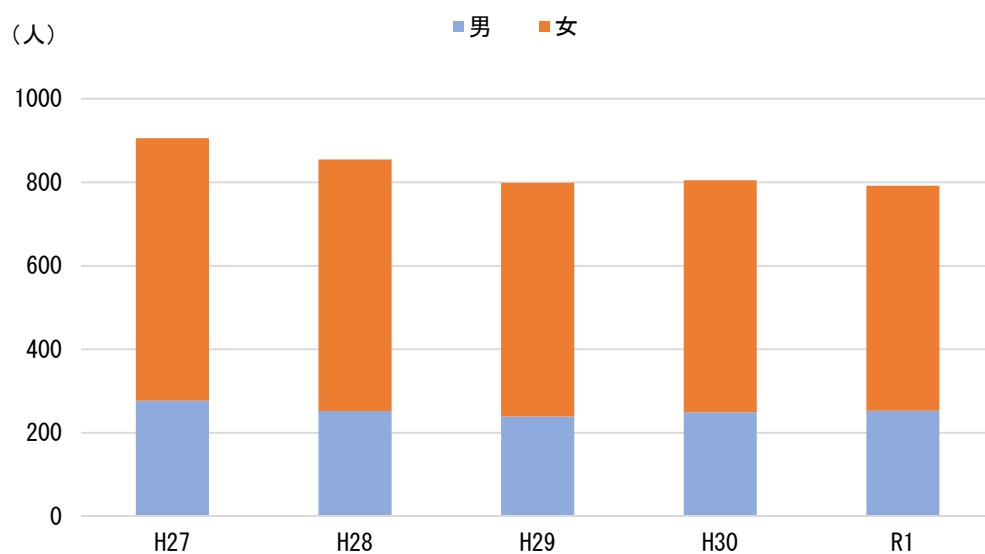
(5) 来館者数の推移



資料：白馬村図書館

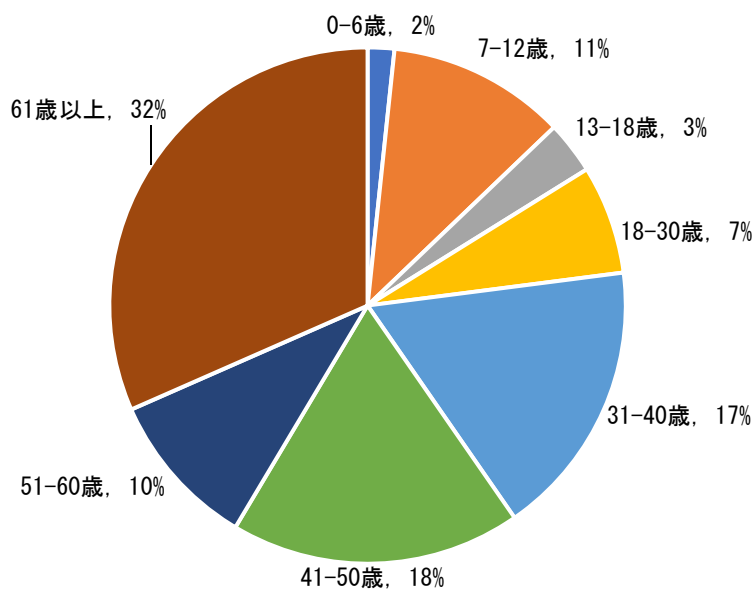
(6) 有効登録者数*の推移

*有効登録者数：当該年度内に貸出サービスを利用した登録者の実人数



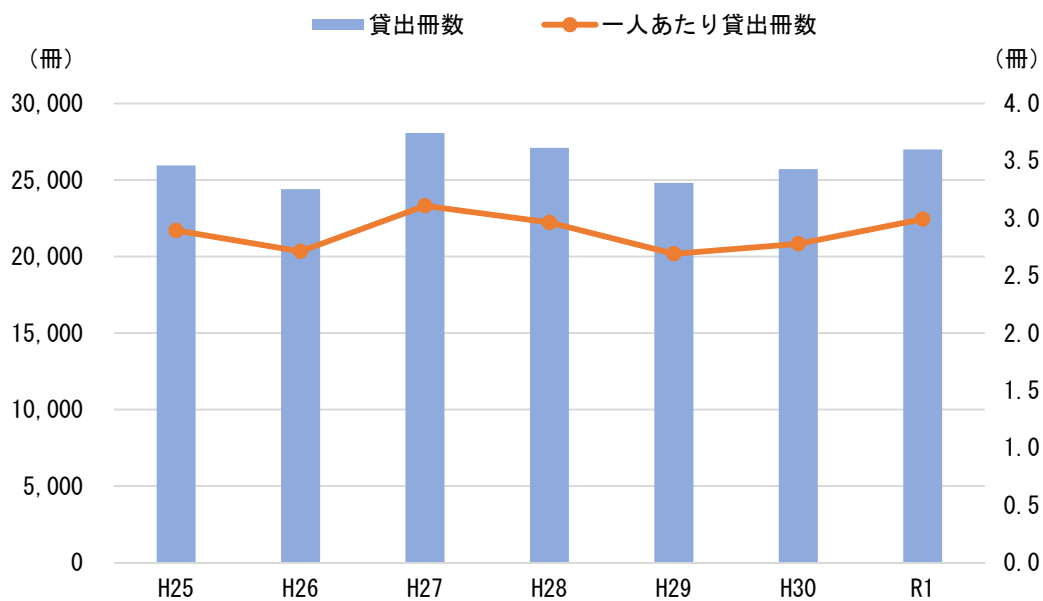
資料：白馬村図書館

(7) 有効登録者の年代別割合／年代別貸出冊数割合



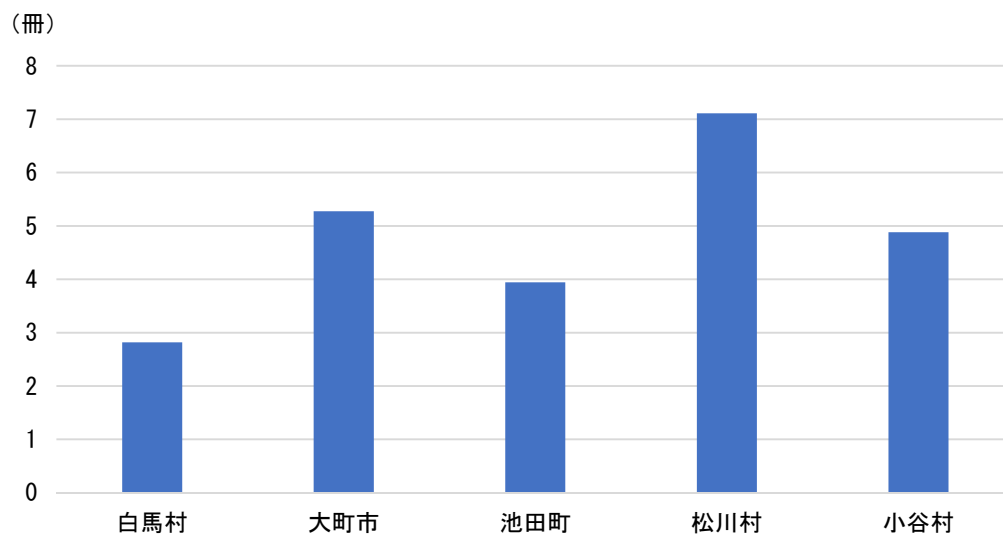
資料：白馬村図書館

(8) 貸出冊数の推移



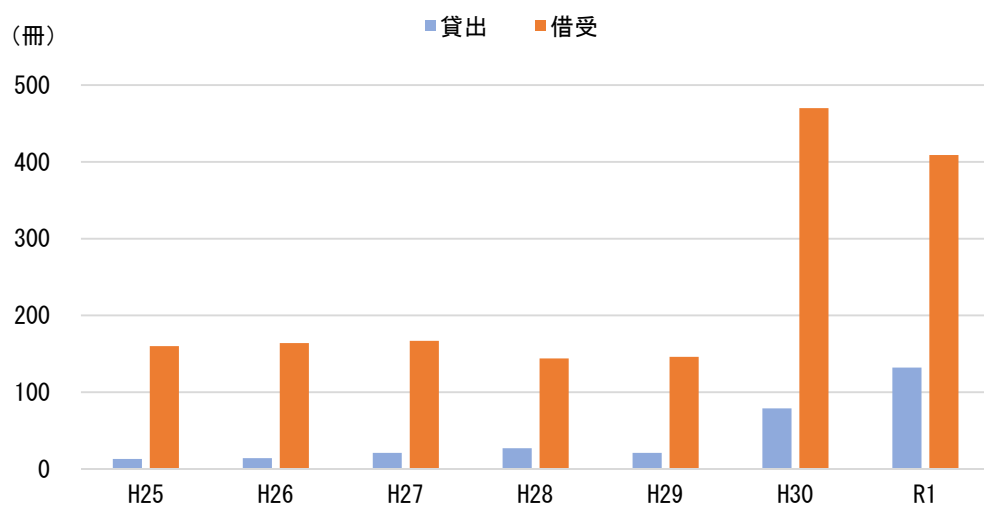
資料：白馬村図書館

(9) 一人あたり貸出冊数の比較 (3 か年平均)



資料：県立長野図書館（長野県公共図書館概況）

(10) 相互貸借冊数 (貸出・借受)



資料：白馬村図書館

4-5. 旧計画における取り組みと成果

(1) 子どもたちの成長に役立つ図書館

施策	取組結果
子ども読書計画の策定	未策定。今期の計画期間中、出来るだけ早期に策定するよう努めます。 (長野県の目標:令和6年度までに町村の策定率70%)
出産を控えた父母への育児本の紹介	平成29年度以降、予算の範囲内で関連図書を購入しています。
幼児を対象とした絵本の紹介	てぶくろの会選定絵本・ブックスタート絵本等を掲載した冊子を配布しています。
児童・生徒の読書活動支援	青少年読書感想文全国コンクールの課題図書を揃えるとともに、学校からの各種要望に対応しています。
読み聞かせボランティアとの連携と研修体制整備	子育て支援ルームで月1回程度活動していただいています。
図書館内での読書会等の開催	空間的に館内での開催は難しいですが、実施方法等を検討します。
人と人や団体をつなぐ役割を果たせる機関の構築	未実施。新たな複合施設の運営も見据えながら、今期計画中間中に検討します。
学校図書館との連携	学校司書等の依頼に応じて協力する体制を構築しています。
学校と図書館の蔵書情報等の共有	図書館の蔵書は学校から検索可能ですが、双方向の情報共有はできていません。引き続き検討します。
子どもの視点に立った図書館構築	空間的に難しい状況です。放課後の居場所としてのあり方は、新たな複合施設も含めて検討します。

(2) 人づくりに役立つ図書館

施策	取組結果
行政情報のデータベースの充実と情報提供	紙媒体での情報収集は実施していますが、データベース化は未実施です。
電子メールによるレファレンスサービスの充実	実施しており、毎年数件の実績があります。
利用者用館内インターネット環境の整備	インターネット端末は設置していますが、利用頻度は高くありません。
雑誌・新聞の購入	寄贈を受けるものもありますが、不定期のため配架は難しい状況です。今後、雑誌スポンサー制度の導入を検討します。
職場体験・教職員研修等の受入体制の充実	中学生の職場体験・教職員研修は受け入れています。
県立図書館・公共図書館・大学図書館との相互協力サービスの充実	相互貸借は多くの方にご利用いただいています。

(3) 暮らしに役立つ図書館

施策	取組結果
図書館広報の充実	広報はくばに毎月「図書館だより」を掲載し、デジタルブックとしてもホームページに掲載しています。平成 30 年度に Facebook ページを開設し、各種お知らせを発信しています。
図書館案内の配布	利用案内は北アルプス地域で相互に設置しています。
求人情報の閲覧	インターネット端末でハローワークのサイトを閲覧することは可能ですが、利用促進について検討します。

ビジネス支援・就労支援書籍の充実	観光を中心にサービス業に関する本の収集に努めています。手に取ってもらえるような展示方法についても検討します。
観光局・観光課との連携	観光部門との連携は未実施であるため、今後検討します。
障がい者や高齢者等への宅配サービスの実施	宅配サービスは未実施で、ニーズの把握に努めます。来館者個々の事情に対応できるよう、認知症サポーター講座等を受講しています。
点字・録音図書の収集・貸出、図書の朗読の実施	平成 29 年度より朗読 CD を購入しています。リーディングトラッカーも購入しました。
車いす利用者の来館支援	車いす利用者の来館は多くありませんが、冬季のスロープの除雪等は実施しています。
拡大鏡の導入	ルーペ・老眼鏡を設置しています。
外国語表記の本の収集と貸出	寄贈を受け入れていますが、内容の把握が課題となっています。ボランティア等により充実を図ります。
本を通じた村内のグループ・サークルの支援	具体的な支援は未実施です。今後の実施に向けて検討します。
村民の視点に立った図書館サービスの見直し	窓口で要望をお聞きして対応した事例もあります。今後、より広く来館者の声を拾えるよう検討します。

(4) 地域おこし、まちづくりに役立つ図書館

施策	取組結果
蔵書計画の整備と計画的な資料収集の実施	蔵書計画は未策定です。北アルプス地域の図書館の連携事業も視野に入れながら、今期の計画期間中できるだけ早急に策定できるよう努めます。
情報活用能力向上への取り組み	感染症対策としてインターネット予約を推奨しましたが、利用はそれほど多くありませんでした。引き続き周知・利用促進を図ります。

「白馬・山とスキーの総合資料館」との連携	未実施です。相手方の意向も踏まえ、実現可能性や連携する範囲や方法を検討します。
村ゆかりの著作の収集と展示コーナーの充実	「山の日」コーナーとして山岳とスキー文化に関する展示を行っています。村に特化した展示も今後検討します。

(5) 文化振興に役立つ図書館

施策	取組結果
図書選定委員会の設置	未設置の状況です。蔵書計画の策定と併せて早急に実施できるよう取り組みます。
書誌データの補強	作業スペースや端末の関係で実施できていませんが、引き続き検討します。
視聴覚資料の充実	毎年予算を確保して視聴覚資料を購入しています。 (著作権処理が必要となるため寄贈は受けていません)
季節・行事図書の充実	季節や行事に関連した図書の展示コーナーを設けています。今後は来館者以外への情報発信も検討します。

(6) その他の施策

施策	取組結果
図書の有効利用	文化祭等で不要本の無償提供を行っています。
図書館施設整備の検討	図書館等複合施設基本計画を策定しました。 引き続き施設整備に向けて検討していきます。
図書館予算の充実	村の財政状況から難しい状況ですが、新たな図書館等複合施設の建設・運営も視野に入れながら、財源確保も含めて引き続き検討します。

4－6．白馬村図書館の課題

(1) 施設について

- ・図書館として建設された施設ではないため、面積的にも機能的にも制約が多く、開架図書の充実やイベントの実施が困難な状況となっています。

(2) 運営について

- ・子どもが本に触れる機会を増やすために、子ども読書計画を策定し推進する必要があります。
- ・学校図書館や他の機関や団体等との連携が十分ではなく、相乗効果や人とのつながりが生み出されにくい状況です。
- ・村誌などの地域資料や行政情報のデータベース化ができていないため、キーワード検索等ができず、レファレンスにも活用できていません。
- ・インターネットによる予約やリクエスト、電子メールによるレファレンスなど、Web サービスが十分に活用されていません。
- ・蔵書計画を策定していないため選書や寄贈の方針が曖昧で、予算的な制約もあり雑誌を配架できていません。
- ・障がい者や高齢者、外国人など多様な住民のニーズを的確に把握できていないため、期待されるサービスが提供できていない可能性があります。
- ・イベント等の開催が難しく、未利用者に向けた多様な情報発信も十分ではないため、新たな来館者の掘り起こしができていません。
- ・開設以来の課題である「常時 2 名以上の勤務」を実現できていません。また、専任の館長や正規職員を配置できておらず、人的体制が整っていません。

5. 白馬村図書館の基本理念と基本方針

5-1. 基本理念

一人ひとりの成長に寄り添い、共に創る図書館

人間は、情報や知識を得ることによって成長します。

図書館は、元来「持ち寄り」や「分け合い」の精神によって成り立ち、誰でも無料で情報や知識を入手することができる住民自治の象徴的な施設であり、住民の生活・職業・生存と精神的自由、そして成長に深く関わる機関です。

社会の変化が激しく、未来の予測が困難な時代において、住民が自らの問題を自ら考え、自ら意思決定していくためにも、正確な知識や情報を入手する必要が高まっています。

白馬村の基本理念である「多様であることから交流し学びあい成長する村」を実現するための施設として、「村民の暮らしを支援し、まちづくりに役立つ図書館をめざします」というこれまでの運営理念を継承し、一人ひとりの成長に寄り添うことが求められています。また、多様な住民のニーズに応えるためにも、本の貸し出しなど「サービスの提供」という枠にとらわれず、「共に創る図書館」という方針を定め、住民や関係機関の参画や協働を推進しながら、地域と共に在る「みんなの図書館」を目指す必要があります。

現在の施設では空間的な制約もあるため、白馬村の基本理念にある「交流」や「学びあい」を施設内で促進することは難しい面もあります。しかしながら、図書館施設に縛られることなく、他の場所やインターネットの活用も含めて、新たな図書館等複合施設の建設・運営を見据えたうえで、広がりのある図書館運営を目指します。

5 - 2. 基本方針

基本理念「一人ひとりの成長に寄り添い、共に創る図書館」の実現を目指し、以下の7つの基本方針を定めて施策の推進を図ります。

- (1) 子どもの読書活動の推進
- (2) すべての人に開かれ、寄り添う運営
- (3) 成長を支える資料の充実
- (4) 暮らしやまちづくり、課題解決の支援
- (5) 多様な人々や団体との協力・連携
- (6) 情報の発信と情報技術の活用
- (7) 持続可能な運営体制の構築

6. 基本方針に基づく主な施策

6-1. 子どもの読書活動の推進

テレビやインターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書ばなれ」が指摘されています。子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくためにも、子どもの読書活動を推進します。

(1) 子ども読書活動推進計画の策定

学校や関係各課と連携しながら、子どもの成長段階に合わせた読書活動を総合的に推進するため、「子ども読書活動推進計画」を策定します。

項目	現状 (R2/2020)	目標 (R7/2025)
子ども読書活動推進計画	未策定	策定

(2) 児童図書 of 充実

近隣や全国の図書館と比較して、児童図書の割合が少ない状況となっています。子どもたちがたくさんの本に出会い、本を読む楽しさや喜びを知り、豊かな感性や想像力を育むことができる児童資料を収集・整備します。

項目	現状 (R2/2020)	目標 (R7/2025)
蔵書冊数に占める児童図書の割合	約 20%	約 25%

(3) おはなし会（読み聞かせ）・ブックスタート等の実施

ボランティア団体や子育て支援課等と協働・連携して、おはなし会やブックスタート事業を継続して実施し、家庭での読書や親子のふれあいのきっかけづくりを促進し、子どもの読書習慣の定着を図ります。

項目	現状（R2/2020）	目標（R7/2025）
おはなし会等の開催回数	24回／年	年30回／年

(4) 中高生のニーズへの対応

自習室を備えていないことなどもあり、ヤングアダルト（13歳～18歳）世代の来館者が少ない状況です。若者の興味関心や知的好奇心を刺激する資料、悩みや問題に対応できる資料、学校生活や新路に役立つ資料等の充実を図ります。

項目	現状（R2/2020）	目標（R7/2025）
ヤングアダルト資料の受入冊数	未把握	50冊／年

6-2. すべての人に開かれ、寄り添う施設運営

図書館は、すべての人の「知る権利」を保障する開かれた機関でなければなりません。年齢や国籍、障がいの種類や有無にかかわらず、あらゆる人が利用しやすい図書館運営に努めます。

(1) 高齢者・障がい者等が利用しやすいサービス

音訳（録音）図書や点字図書、大活字本、マルチメディア版デージー図書、対面朗読など本が読みづらい方へのサービスや、介護施設等への団体貸出や宅配など来館が困難な方へのサービスについて、ニーズの把握に努めながら利用者の特性に応じた様々な形での資料提供のあり方を検討します。必要に応じて資料の充実を図るとともに、相互貸借や点字図書館・サピエ図書館、白馬村社会福祉協議会による拡大読書器の貸出等も含めて、関係部局とも連携しながら図書館からも各種情報提供に努めます。

また、館内の表示や展示についても、文字を大きくするなど誰にでもわかりやすい案内を心がけます。

項目	現状（R2/2020）	目標（R7/2025）
障がい等に配慮した資料点数	124 点	150 点

（2）多文化・多言語に対応したサービス

多くの外国人が定住している状況を踏まえ、図書ニーズの把握や外国語資料の収集、多言語による利用案内や情報提供等に努めるとともに、配架の方法についても研究します。

項目	現状（R2/2020）	目標（R7/2025）
外国語資料の開架冊数	161 冊	500 冊

（3）生涯にわたる多様で豊かな学びの提供

あらゆる人の成長に寄り添うためにも、生涯にわたり情報や知識を得る機会を創出・提供することが求められます。季節や時事に応じた展示の実施や、おすすめ本の紹介、利用者・寄贈者による推薦文の掲示など、幅広い世代の方に本の楽しさを伝えたり、読みたい気持ちを刺激したりするような取組みを進めます。

項目	現状（R2/2020）	目標（R7/2025）
季節や時事に応じた展示	18回／年	20回／年
新規登録者数	191人	200人
有効登録者数	792人	1,000人
人口一人あたりの貸出冊数	3.0冊／年	5.0冊／年

6-3. 成長を支える資料の充実

近隣や全国の図書館と比較して蔵書数が著しく少ない状況が長年続いていましたが、購入や寄贈により資料は増加傾向にあります。しかしながら、現在の施設では、これ以上の資料を開架・保管することが難しい状況であり、資料の量だけでなく質を重視することが求められています。幅広い世代の要望や知的好奇心に応えられるよう、質の高い資料の収集・保存に努めます。

(1) 計画的・効率的な資料の収集と管理

世代や分類のバランスを考慮しながら、新たな図書館施設の建設・運営や北アルプス地域の図書館との広域連携も見据えた上で、資料収集方針や蔵書計画、選書・除籍基準等の策定・見直しを行い、効率的・効果的な資料の収集と適切な蔵書管理に努めます。

項目	現状（R2/2020）	目標（R7/2025）
資料収集方針・蔵書計画	未策定	策定
選書・除籍基準	未策定	策定
資料の受入（購入・寄贈）冊数	1,246冊	1,500冊

(2) 新聞・雑誌の提供

新聞や雑誌等の定期刊行物について、限られた予算の中で多様な媒体を定期的買い揃えていくことは難しい状況ですが、需要の多いものや白馬村に関係のあるものを中心に、雑誌スポンサー制度等の活用により提供できるよう努めます。

北アルプス地域の共同事業として、朝日新聞記事データベース「聞蔵Ⅱ」を導入していますが、利用状況を見ながら必要に応じて他の電子媒体等の導入も検討します。

項目	現状 (R2/2020)	目標 (R7/2025)
新聞・雑誌等の受入タイトル数	3タイトル	8タイトル

(3) 視聴覚資料の充実

引き続き予算の範囲内で購入して資料の充実に努めます。内容については子ども向けや自然に関するものを中心に収集していますが、貸出状況を見ながら収集方針を検討します。

また、媒体は時代と共に変化していくことから、視聴環境等も含めて状況に応じた収集・提供を心がけます。

項目	現状 (R2/2020)	目標 (R7/2025)
視聴覚資料所蔵点数	475点	500点

(4) 地域資料の収集・保存・活用

地域の歴史や文化の記録を財産として蓄積・継承するために、郷土資料や行政資料、地域出身者・関係者の関連資料等について、収集・保存に努めます。

重要・有用なものから優先してデジタル化に取り組めるよう、その対象や方法を検討するとともに、公開や活用についても研究します。

項目	現状 (R2/2020)	目標 (R7/2025)
郷土資料の蔵書数	4,416 点	4,500 点

(5) 電子図書館の検討

電子書籍に対応した多種多様な端末が普及しています。

いつでも・どこでも利用（閲覧・貸出・返却等）できること、障がい者や高齢者のための音声出力や文字拡大など支援機能を有していること、保管場所が不要であること、地域資料や採算性のない書籍等を電子化して提供できること、非来館者向け（アウトリーチ）サービスにつながることなど、多くのメリットがあります。

先進事例の研究をしながら、導入に向けて対象や範囲、方法等を含めて検討します。

6-4. 暮らしやまちづくり、課題解決の支援

図書館は、住民の読書活動を支援するだけでなく、暮らしに役立つ情報や地域課題の解決に向けた取組みに必要な資料等を提供する役割を担っています。

悩みごとや困りごとを抱える人に手を差し伸べ、必要な人に必要な情報を届けられるよう、質の高いサービスの提供に努めます。

(1) 一人ひとりの成長の支援

一人ひとりが豊かに暮らし、持続可能な地域を創っていくためにも、ライフステージに寄り添った情報提供が必要となります。医療・健康、子育て・福祉、産業など幅広い分野の情報を効率的に利用できるよう、展示や配架の工夫に努めるとともに、就労・創業や資格取得等を支援していきます。

項目	現状 (R2/2020)	目標 (R7/2025)
地域課題等に関する展示	5回/年	7回/年

(2) 課題解決に寄り添うサービスの充実

インターネットにより情報を容易に入手できるようになりましたが、信頼できる情報を提供するためにも、レファレンスサービスの高度化が求められています。国立国会図書館のレファレンス協同データベースを活用しながら、データを蓄積していくとともに、関係機関への橋渡し（レフェラルサービス）等も含めて、利用者に寄り添い課題解決に貢献できるよう努めます。

項目	現状 (R2/2020)	目標 (R7/2025)
レファレンス受付件数	979件/年	1,200件/年

6-5. 多様な人々や団体等との協力・連携

多様化する住民のニーズに応えるためには、図書館職員だけでなく、住民や団体が持っている様々な能力を活用することが必要です。ボランティアや住民団体、関係機関等との連携により、多くの人が運営に参画する「裾野の広い図書館」を目指します。

(1) ボランティアとの協働

蔵書の整理や点検、子育て支援ルームでの読み聞かせ等を担っていただいています。多言語サービスや障がい者サービス、情報発信など活動内容の幅を広げることも含めて、より幅広い世代の多様な方々に活動・活躍いただけるよう協働のあり方を検討します。

項目	現状 (R2/2020)	目標 (R7/2025)
ボランティア活動人数	6名	12名

(2) 学校との連携

小中学生の調べ学習や職場体験など、学校図書館では対応できない資料や機会の提供について、各学校と連携しながら取り組みます。

北アルプス地域の図書館システム共同化を進める中で、学校図書館の蔵書の取扱いについても検討します。

(3) 博物館・美術館・公民館等との連携

史料館や公民館など地域の多様な施設や機関と連携してイベントに合わせた企画展示を行うなど、地域文化の振興や生涯学習の推進を図ります。

項目	現状 (R2/2020)	目標 (R7/2025)
関係機関と連携した イベント・展示の実施	未実施	年3回

(4) 北アルプス地域の公共図書館、県立長野図書館等との連携

既に実施している相互貸借等の連携事業の周知を図るとともに、北アルプス地域での図書館システム共同化に向けた検討を進め、効率的な運営と利用者の利便性向上に努めます。

県立長野図書館や県内の市町村立図書館等とも積極的に意見交換等を行い、より良い運営に向けて協力体制を構築していきます。

項目	現状 (R2/2020)	目標 (R7/2025)
相互貸借 (貸出・借受) 冊数	541 件	800 件

(5) 地域内外の団体・企業等との連携

雑誌の購入代金を負担していただくスポンサーを広く募集し、最新号のカバーに広告を掲載する「雑誌スポンサー制度」を創設し、限られた予算での資料の確保を図りながら、団体や企業等の情報発信を支援します。

また、個人だけでなく団体や企業等からの資料の寄贈についても、基準を満たすものは積極的に受け入れ、資料の充実を図ります。

項目	現状 (R2/2020)	目標 (R7/2025)
雑誌スポンサー	未実施	5 社

6-6. 情報の発信と情報技術の活用

インターネットやスマートフォン等が普及し、図書館サービスを取り巻く環境も大きく変化しています。資料を揃えて来館者を待つ受動的な運営ではなく、多様な媒体を利用して積極的に情報を発信することで図書館を身近に感じてもらうとともに、情報技術の活用により利用者の利便性向上を図ります。

(1) 情報発信

広報はくばに毎月掲載している「図書館だより」やホームページでの情報発信に加えて、SNS やケーブルテレビ等の活用により、来館者数や頻度の増加を目指します。

また、行政情報について図書館からも積極的に発信し、関連する資料や情報の提供にも努めます。

項目	現状 (R2/2020)	目標 (R7/2025)
Facebook ページ投稿記事数	12 記事／年	36 記事／年
Facebook ページフォロワー数	14 人	300 人
ケーブルテレビ番組制作本数	—	3 番組／年
来館者数	15,052 人	18,000 人

(2) インターネット・デジタル技術の活用

図書の予約やリクエスト、レファレンスなど、オンラインでのサービス提供を充実させ、だれでも・いつでも・どこでも利用しやすい図書館運営を目指します。

また、インターネットや商用データベース等を主体的に活用できる人を増やすことを目的として、情報リテラシーの向上に寄与する取り組みについても検討します。

項目	現状 (R2/2020)	目標 (R7/2025)
インターネットによる予約件数	31 件／年	100 件／年

6－7. 持続可能な運営体制の構築

誰もが安心して安全に利用できる施設を安定的・効率的に運営していくためにも、職員自身も絶えず情報や知識を収集して成長し続ける必要があります。

新しい図書館施設への移行も視野に入れながら、限られた予算・職員・施設で可能な限り質の高いサービスを提供することを心がけるとともに、廃棄本の削減など持続可能な社会の実現に向けた取り組みも展開していきます。

(1) 職員体制の強化と専門人材の育成

開館・閉館時や昼休憩の時間帯など職員が一人に対応する時間帯が解消できていません。新たな図書館施設の運営に向けて、職員の増員や正規職員の配置を検討するとともに、有資格者に限らず、ボランティア等の活用も含めて、人的体制の充実を図ります。

また、図書館サービスに関する実務能力だけでなく、時代の変化や住民の多様なニーズに対応できる幅広い知見や視点を身に付けるため、研修等に積極的に参加します。

項目	現状 (R2/2020)	目標 (R7/2025)
司書の研修会参加回数	1回/年	3回/年

(2) 資料のリサイクル

多くの人が集まるイベントに出展するなど、除籍資料等を住民に無償で提供し、有効活用を図ります。

項目	現状 (R2/2020)	目標 (R7/2025)
イベント等でのリサイクル本提供	—	2回/年

(3) 個人情報保護と危機管理対応

図書館で取り扱う個人情報について、利用目的を達成するために必要な範囲の情報に限定するとともに、不要な記録等は消去し、プライバシーの保護を図ります。

また、迷惑行為や犯罪、自然災害等のリスクを想定し、適切に対応できるよう事前の備えを強化します。

項目	現状（R2/2020）	目標（R7/2025）
危機管理対応マニュアル	未策定	策定

（４）安心して利用できる環境整備

現在の図書館施設について、安全・安心・快適に利用できる環境を提供できるよう必要な保守・点検や修繕等を実施します。

（５）新たな図書館施設の検討

これまでの検討経過や本計画の内容・進捗状況も踏まえ、新しい施設だからこそ実現できる具体的な機能やサービスについて引き続き検討します。

（例）

- ・誰にでも使いやすい：ユニバーサルデザイン（施設・サイン）
- ・環境負荷が低く地球にも利用者にもやさしい：省エネルギー・創エネルギー
- ・交流と学びあいの創出：多用途・多機能で自由な空間
- ・人的体制の充実：専任館長、正規職員の配置
- ・情報技術の活用：IC タグによる自動貸出・返却システム

7. 図書館基本計画の進行管理

毎年度、図書館の運営・利用状況についてホームページ等で公開します。

利用者だけでなく未利用者も含めて、図書館に対する意見を積極的に収集し、運営の改善に努めます。

毎年度、職員による内部評価と図書館運営協議会による外部評価を実施し、PDCAサイクルを効果的に回して進捗管理を行いながら、より良い図書館運営を目指します。

8. 参考資料

8-1. 白馬村図書館条例

平成 10 年 6 月 25 日

条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規程により、図書館の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 白馬村図書館

位置 白馬村大字北城 7025 番地

(職員)

第 3 条 図書館に館長、司書等必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第 4 条 図書館に白馬村図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 公募による者

3 委員の定数は、10 名以内とする。

4 委員の任期は 2 年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条の 2 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条の3 協議会の会議は、館長の諮問により委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 白馬村図書室条例(昭和59年条例第2号)は廃止する。

附 則(平成24年3月19日条例第5号)

8-2. 白馬村図書館管理規則

平成24年3月30日
教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、白馬村図書館条例(平成10年白馬村条例第15号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき白馬村図書館(以下「図書館」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 図書館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、館長が特に必要と認めたときは変更することができる。

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長は教育委員会と合議のうえ特に必要と認めたときは、臨時に開館又は休館することができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 年末年始 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 館内整理日(毎月最終金曜日。ただし、その日が休館日にあたるときは前もって館長の定めた日とする。)
- (5) 特別整理期間(館長が定める期間で10日以内とする。)

(入館の制限)

第4条 館長は、次の各号の一に該当すると認めるときは入館させないことができる。

- (1) 公益を害し、風紀を乱すおそれがあるとき。
- (2) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 保護者等を伴わない6才未満の幼児
- (4) その他館長が管理上支障があると認めるとき。

(館内の秩序維持)

第5条 入館者は、館内において次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 図書館図書、視聴覚資料(以下「図書等」という。)は、丁寧に取扱い、所定の場所以外で利用しないこと。
- (2) 館内を汚損したり、他の入館者に迷惑を与えるような行為をしないこと。
- (3) 館内で飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

2 館長は、前項の規定に違反した者の利用を停止させ、必要により退館若しくは、一定期間の入館を禁止することができる。

(損害賠償)

第6条 入館者および図書等の利用者は建物、設備又は図書等を汚損、毀損若しくは亡失したときはすみやかに館長に弁償届(様式第1号)を届出し、原状回復又は同一の現物で弁償しなければならない。ただし、現物で弁償できないと認められるときは、相当額の代金をもって弁償することができる。

2 館長は天災その他やむを得ない事由があると認めるときは、弁償を減免することができる。

(書庫の図書等の閲覧の手続)

第7条 書庫の図書等を閲覧しようとする者は、書庫内図書等閲覧申込書(様式第2号)を提出し、閲覧後は図書等を職員に返納しなければならない。

(個人の館外貸出し手続)

第8条 館外貸出しの図書等を利用しようとする者は、図書館図書等貸出申込書(様式第3号)に、本人の身分を証明するもの(身分証明書、学生証、運転免許証等)を添えて提出し、利用者カード(様式第4号)の交付を受けなければならない。

2 図書等の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 北安曇郡及び大町市に住所を有する者
- (2) 北安曇郡及び大町市に通勤又は通学する者
- (3) その他館長が適当と認めた者

3 利用者カードの登録内容に変更が生じたときは、すみやかに館長に申し出なければならない。

4 1人が1回に貸出利用できる図書等の数は10点を限度とし、このうち視聴覚資料は3点以内とする。

5 館外貸出期間は、貸出しの日から3週間以内とする。

6 館外貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする図書等に、利用者カードを添えて提出し、職員の確認を受けなければならない。

7 貸出期間経過後、図書等を返納しないときは、当該者に対して貸出しを停止することができる。

8 利用者カードは、本人のほか使用してはならない。

9 利用者カードを不正に使用したとき及び同条第2項の規定に該当しなくなった場合は、その利用者カードを無効とし、不正使用者には利用者カードの発行を停止することができる。

10 利用者カードを紛失、亡失又は破損したときは、すみやかに館長に届出しなければならない。

11 利用者カードの紛失、亡失又は破損により図書館に損害を与えた場合は、第6条の規定を準用するものとする。

(館外貸出しをしない図書等)

第9条 次に掲げる図書等は、館外貸出しをしない。ただし、禁帯出の表示のあるものに限る。

- (1) 貴重な図書
- (2) 辞書、事典、図鑑、年表、年鑑類及び統計書
- (3) 郷土図書
- (4) 新聞及び新刊雑誌の類
- (5) その他館長が指定した図書等

(団体等の館外貸出し手続)

第10条 団体貸出しを受けようとするものは、団体貸出申込書(様式第5号)に、代表者の身分を証明するもの(身分証明書、運転免許証等)を添えて提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

2 団体貸出しを受けることができる団体は、村内の官公署、学校及びその他5名以上の団体で代表者の申請により館長が適当と認めたものとする。

3 団体貸出しは館外貸出しのできる図書のみとし、貸出期間は貸出しの日から60日以内とし、貸出しの数は100冊以内とする。

(他館との図書等の貸借)

第11条 図書館は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1項第4号の規定に基づき、他館との図書等の相互貸借(以下「相互貸借」という。)を行う。

2 相互貸借を行う場合は、公共図書館間資料相互貸借指針、長野県図書館協会図書館資料相互貸借規約に基づき手続きを行う。

3 図書館の利用者は、利用したい図書等が図書館に所蔵されていない場合は、他館図書等取り寄せ申込書(様式第6号)を館長に提出し、他の図書館等からの借受けを求めることができる。

4 当該図書等の貸出しについては、相互貸借貸出館の指示がある場合は、それに従い、特に指示がない場合は、第8条各項の規定を適用する。

5 当該図書等の貸出しに要する費用は、図書館が負担するが、県外の図書館等から借受けをする場合は、費用の2分の1を利用者が負担する。

(寄贈)

第12条 図書等を寄贈しようとする者は、図書館図書等寄贈申込書(様式第7号)を提出し、館長の承認を受け現品を搬入するものとする。

2 寄贈された図書等には、寄贈の表示をし、一般図書等と同一の取扱いをす

るものとする。

3 寄贈図書等の搬入に要する経費は、寄贈者の負担とする。ただし、事情により図書館においてその経費の一部を負担することがある。

(複写)

第 13 条 図書館資料の複写を必要とする者は、図書館資料複写申込書(様式第 8 号)を提出しなければならない。

2 図書館資料の複写は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)に規定する範囲において行うことができる。

3 館長は複写をすることが不適當であると認めた場合は、これを許可しない。

4 複写に要する費用は、利用者が負担する。

(視聴覚資料等の利用)

第 14 条 館内で視聴覚資料の視聴及びインターネット端末(以下「端末」という。)の利用をする者は、視聴覚資料等閲覧申込書(様式第 9 号)を提出しなければならない。

2 1 人が 1 回に利用できる視聴覚資料の数は 1 点とする。

3 端末の利用時間は、1 回あたり 30 分までとする。ただし、次の利用者が待機していない場合は、利用時間を 30 分を限度として延長することができる。

4 端末の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 情報の検索又は閲覧以外の行為をしないこと。

(2) 端末に自らが持ち込んだ機器を接続しないこと。

5 端末の利用者は、当該端末又は当該端末により閲覧したウェブサイト、データベース等に障害、損害等が生じた場合は、その責任を負うものとする。

(その他必要事項)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

白馬村図書館基本計画



発行日 令和 3 年 4 月

発 行 白馬村図書館

長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 番地

電話 : 0261-72-5200 (代表)